市道Ｆ第９２１号線舗装修繕工事特記仕様書

（趣旨）

第１条　この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第２条　この特記仕様書は、次の工事に適用する。

・件　名　　市道Ｆ第９２１号線舗装修繕工事

・実施場所　狭山市　広瀬台二丁目　地内

（共通事項）

第３条　受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象修繕について、修繕着手前に本修繕に係る「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム（ＣＯＢＲＩＳ）により作成し、施工計画書に含め各１部提出する。

また、修繕完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各１部提出するとともに、これらの記録を保存する。

○再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

①　５００m3以上の土砂を搬入する工事

②　５００ｔ以上の砕石を搬入する工事

③　２００ｔ以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事

④　最終請負金額１００万円以上の工事

○再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

①　５００m3以上の建設発生土を搬出する工事

②　アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で２００ｔ以上搬出する工事

③　最終請負金額１００万円以上の工事

２　受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

３　建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム」に基づく、建設廃棄物マニフェストＡ票、Ｂ２票、Ｄ票、Ｅ票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には原本を提示しなければならない。

（建設廃棄物の再資源化等）

第４条　受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年５月３１日法律第１０４号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、特定建設資材廃棄物を再資源化のための施設に搬入する場合は、適切な施設に搬入しなければならない。

なお、特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）が廃棄物となったものである。

２　受注者は、契約前に「分別解体等の計画等」について、文書で発注者に説明するものとする。

３　受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条第１項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、発注者に報告しなければならない。

・特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
・特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第１項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存（５年）しなければならない。

なお、資源有効利用促進等に基づく再生資材利用[促進]実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

４　受注者は、工事の施工に当たっては、「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

（再生資材の利用）

第５条　下記の再生資材を、備考欄の部分に利用すること。

資　材　名	規　　格	備　　考

なお、現場から４０km の範囲の再資源化のための施設から供給が困難な場合は、新材への設計変更の対象とする。

（ゼロ・エミッション工事の推進）

第６条　工事の施行にあたっては、ゼロ・エミッション工事の推進に努めることとする。

（施工条件等）

第７条　　占用物における蓋等についても測量し、各事業者と協議のうえ、高さ調整について確実に実施し、舗装面の平坦性に万全を期すこと。

隣接する住宅等と車両の出入り等について十分調整し、工事を円滑に進めること。

（As 殻処分について）

第８条　ＡＳガラ処分の設計条件

・搬出先　川越市下赤坂１８１７

東亜道路工業㈱・㈱佐藤渡辺・世紀東急工業㈱共同企業体　埼玉アスコン

※上記は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。ただし、原則として再生資源化施設へ搬出する事。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

（週休２日の対応）

第９条　本工事は、週休２日の取り組みの対象外とする。